

地域医療機能分化等推進事業費補助金交付要綱の一部改正

地域医療機能分化等推進事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">地域医療機能分化等推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p>知事は、地域医療構想の実現に向け、複数の医療機関で<u>行う地域医療連携推進法人の設立に向けた地域医療連携推進計画の策定や地域医療連携推進計画に基づく施設・設備整備</u>を行う国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等、公的団体又は医療法人等民間事業者及び地域医療連携推進法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において「地域医療連携推進計画」とは、地域医療連携推進法人の設立に向けた、医療連携推進方針、定款及び複数の医療機関で再編統合や機能転換等を行うための計画をいう。</p> <p>(2) この要綱において「<u>地域医療連携推進計画に基づく施設・設備整備</u>」とは、<u>前号</u>の計画に基づき、複数の医療機関で行う再編統合や機能転換等に必要な施設整備及び設備整備をいう。</p> <p>(3) この要綱において「地方公共団体等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>(4) この要綱において「公的団体」とは、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会及び静岡県厚生農業協同組合連合会をいう。</p> <p>(5) この要綱において「医療法人等民間事業者」とは、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等、公的団体以外の病院開設者をいう。</p> <p>(6) この要綱において「へき地に所在する病院」とは、次のア又はイに該当する病院をいう。 ア 市町、一部事務組合（地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）及び公的団体が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和8年度までの間は令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村又はへき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に規定する無医地区及び無医地区に準じる地区に開設する病院 イ へき地保健医療対策実施要綱に規定するへき地医療拠点病院（ただし、静岡県立総合病院を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">地域医療機能分化等推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1 趣旨</p> <p>知事は、地域医療構想の実現に向け、複数の医療機関で<u>連携して地域医療機能分化等推進事業</u>を行う国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等、公的団体又は医療法人等民間事業者及び地域医療連携推進法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 定義</p> <p>(1) <u>この要綱において「地域医療機能分化等推進事業」とは、別表の事業の区分欄に掲げる事業をいう。</u></p> <p>(2) この要綱において「地域医療連携推進計画」とは、地域医療連携推進法人の設立に向けた、医療連携推進方針、定款及び複数の医療機関で再編統合や機能転換等を行うための計画をいう。</p> <p>(3) <u>この要綱において「経営分析」とは、地域医療連携推進法人の設立に向けた検討や、既に設立された地域医療連携推進法人への医療機関の追加等の検討に当たり必要となる、医療機関の経営分析をいう。</u></p> <p>(4) <u>この要綱において「情報連携」とは、地域医療連携推進計画に基づき、医療機関相互のネットワーク構築を図るICT基盤整備をいう。</u></p> <p>(5) この要綱において「<u>施設整備</u>」とは、<u>地域医療連携推進計画</u>に基づき、複数の医療機関で行う再編統合や機能転換等に必要な施設整備（ただし、再編前と比べて、<u>地域医療連携推進法人及びそれに参加する法人の許可病床数の合計を削減する病床再編であること。</u>）をいう。</p> <p>(6) <u>この要綱において「設備整備」とは、施設整備に付随して行う設備整備（ただし、病床の改修、新築及び増改築を行う年度（複数年度にわたる建設工事を行う場合は、工事が完成する年度）に限る。）をいう。</u></p> <p>(7) この要綱において「地方公共団体等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>(8) この要綱において「公的団体」とは、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会及び静岡県厚生農業協同組合連合会をいう。</p> <p>(9) この要綱において「医療法人等民間事業者」とは、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等、公的団体以外の病院開設者をいう。</p> <p>(10) この要綱において「へき地に所在する病院」とは、次のア又はイに該当する病院をいう。 ア 市町、一部事務組合（地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）及び公的団体が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和8年度までの間は令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村又はへき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に規定する無医地区及び無医地区に準じる地区に開設する病院 イ へき地保健医療対策実施要綱に規定するへき地医療拠点病院（ただし、静岡県立総合病院を除く。）</p>

第3～第10 (略)

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

第3～第10 (略)

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助額
事業の区分	補助対象経費	補助基準額	
計画策定	<u>地域医療連携推進計画の策定に必要な次に掲げる経費</u> <u>人件費</u> <u>報償費</u> <u>旅費</u> <u>需用費</u> <u>役務費</u> <u>使用料及び賃借料</u> <u>委託料</u>	補助基準額 <u>4,000,000円</u>	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
施設整備	<u>地域医療連携推進計画に基づく病床再編に必要な病床の改修に要する工事費又は工事請負費（ただし、再編前と比べて、地域医療連携推進法人及びそれに参加する法人の許可病床数の合計を削減する病床再編であること。）</u>	1病棟当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>295,100円</u> ×病床数×1床当たり基準面積6.4㎡ （ただし、病床数は60床を限度とする。）	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	<u>地域医療連携推進計画に基づく病床再編に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費（ただし、再編前と比べて、地域医療連携推進法人及びそれに参加する法人の許可病床数の合計を削減する病床再編であること。）</u>	1医療機関当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>264,400円</u> ×病床数×1床当たり基準面積25㎡ （ただし、病床数は120床（地方公共団体等及び公的団体は240床）を限度とする。）	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

別表

事業の区分	事業の内容	補助対象経費	補助基準額	補助額
地域医療機能最適化推進事業	<u>計画策定に関する取組</u>	<u>人件費</u> <u>報償費</u> <u>旅費</u> <u>需用費</u> <u>役務費</u> <u>使用料及び賃借料</u> <u>委託料</u>	補助基準額 <u>40,000,000円</u>	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	<u>経営分析に関する取組</u>			
	<u>情報連携に関する取組</u>			
	<u>上記に掲げるもののほか、地域医療構想の実現に資するものとして知事が認めるもの</u>			
施設整備事業	<u>病床の改修に関する取組</u>	<u>工事費</u> <u>工事請負費</u>	1病棟当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>484,000円</u> ×病床数×1床当たり基準面積6.4㎡ （ただし、病床数は60床を限度とする。）	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	<u>新築及び増改築に関する取組</u>	<u>工事費</u> <u>工事請負費</u>	1医療機関当たり次により算出された額の合計額とする。 <u>484,000円</u> ×病床数×1床当たり基準面積25㎡ （ただし、病床数は120床（地方公共団体等及び公的団体は240床）を限度とする。）	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

設備整備	<u>施設整備に付随して行う設備整備に必要な備品購入費（ただし、病床の改修、新築及び増改築を行う年度（複数年度にわたる建設工事を行う場合は、工事が完成する年度）に限る。）</u>	(1) へき地に所在する病院 1箇所当たり100,000千円 (2) (1)に掲げる以外の病院 次のアからオにより算出された額の合計額とする。 ア 医療機器等（イ、ウ及びエに掲げるものを除く。） 1箇所当たり22,000千円 イ 心臓病専用医療機器 1箇所当たり6,285千円 ウ 脳卒中専用医療機器 1箇所当たり6,285千円 エ 医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器等 1箇所当たり11,000千円 オ 心電図受信装置 1箇所当たり2,774千円	
------	---	--	--

<u>設備整備事業</u>	<u>設備整備に関する取組</u>	<u>備品購入費</u>	(1) へき地に所在する病院 1箇所当たり100,000千円 (2) (1)に掲げる以外の病院 次のアからオにより算出された額の合計額とする。 ア 医療機器等（イ、ウ及びエに掲げるものを除く。） 1箇所当たり22,000千円 イ 心臓病専用医療機器 1箇所当たり6,285千円 ウ 脳卒中専用医療機器 1箇所当たり6,285千円 エ 医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器等 1箇所当たり11,000千円 オ 心電図受信装置 1箇所当たり2,774千円	
---------------	-------------------	--------------	--	--

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

1 事業の区分

2 事業費

	年度	計
計画	円	円
施設		
設備		
計		
うち補助金		
計画		
施設		
設備		

(注) 複数年度にわたる建設工事を行う場合には、欄を適宜追加して、各年度の見込額と合計額を計上すること。

(注) 変更事業計画については、変更前の額を上段にカッコ書きで記載すること。

3 事業の目的

4 事業の (期待される) 効果

5 事業内容

(1) 対象

区分	名称等	今回申請
地域医療連携推進 法人名 (予定)		
参加法人・ 医療機関名 (予定)	1	
	2	
	3	

(2) 内容

(注) 地域医療連携推進法人が参加する (参加予定の) 法人に係る分を一括して申請する場合は、内訳がわかるように記載すること。

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

1 事業の区分

2 事業費

(単位:円)

区分	年度	計
計画策定・経営分析		
情報連携		
施設整備		
設備整備		
計		
うち補助金		
計画策定・経営分析		
情報連携		
施設整備		
設備整備		

(注) 複数年度にわたる建設工事を行う場合には、欄を適宜追加して、各年度の見込額と合計額を計上すること。

(注) 変更事業計画については、変更前の額を上段にカッコ書きで記載すること。

3 事業の目的

4 事業の (期待される) 効果

5 事業内容

(1) 対象

区分	名称等	今回申請
地域医療連携推進 法人名 (予定)		
参加法人・ 医療機関名 (予定)	1	
	2	
	3	

(2) 内容

(注) 地域医療連携推進法人が参加する (参加予定の) 法人に係る分を一括して申請する場合は、内訳がわかるように記載すること。

(新規)

様式第2号(その2)(用紙 日本産業規格A4縦型)(情報連携事業を行う場合)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)添付資料

1 事業内容

事業の区分				
施設の名称				
整備費の内訳	項目・事業内容	単価(円)	数量	全体事業費(円)
			計	

- (注) 1 「事業の区分」欄は、別表に記載されたものを記入すること。  
2 本表の記入を証する見積書等を添付すること。  
3 「整備費の内訳」欄について、本表の記入により難しい場合は、「別紙のとおり」と記入のうえ、任意の書式に変更して差し支えないが、所要額及び積算根拠を明確にすること。

2 実施方法(業者決定方法及び選定理由)

決定方法※	
選定理由※	

※:「決定方法」欄には入札又は見積り合わせ等を記載すること。また、入札によらない場合、選定理由欄に入札にしない理由を記載すること。

様式第2号 (その2) (用紙 日本産業規格A4横型) (施設整備事業を行う場合)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書) 添付資料

事業の名称						補助 対象 事業 分					
開設者 (設置者)		施設名		所在地							
所属医療圏の概要 医療圏名 ( ) 病床過剰地域・病床非過剰地域											
1 施設の規模及び構造等											
敷地の状況 敷地面積 m <sup>2</sup> (自己所有地、借地、買入 (予定) 地の別)											
事業の種別 (新築、増築、改築の別)											
病床数 整備前 ( ) 床 整備後 ( ) 床											
建物の構造 ( ) 階建 建築面積 m <sup>2</sup>											
及び面積 ( ) 階建 延べ面積 m <sup>2</sup>											
2 施工状況											
工事の施行方法 (直営、請負の別)											
施工期間 着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日											
4 財源内訳											
区分		金額		備考							
補助対象事業分		円		(内訳)							
小計											
5 その他参考事項											
小計											

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第2号 (その3) (用紙 日本産業規格A4横型) (施設整備事業を行う場合)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書) 添付資料

事業の名称						補助 対象 事業 分					
開設者 (設置者)		施設名		所在地							
所属医療圏の概要 医療圏名 ( ) 病床過剰地域・病床非過剰地域											
1 施設の規模及び構造等											
敷地の状況 敷地面積 m <sup>2</sup> (自己所有地、借地、買入 (予定) 地の別)											
事業の種別 (新築、増築、改築の別)											
病床数 整備前 ( ) 床 整備後 ( ) 床											
建物の構造 ( ) 階建 建築面積 m <sup>2</sup>											
及び面積 ( ) 階建 延べ面積 m <sup>2</sup>											
2 施工状況											
工事の施行方法 (直営、請負の別)											
施工期間 着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日											
4 財源内訳											
区分		金額		備考							
補助対象事業分		円		(内訳)							
小計											
5 その他参考事項											
小計											

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第2号 (その3) (用紙 日本産業規格A4横型) (設備整備事業を行う場合)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書) 添付資料

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の名称
- 3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1. 補助対象事業分				円	円		
小計	-	-	-	-		-	
2. 補助対象外事業分				円	円		
小計	-	-	-	-		-	
合計	-	-	-	-		-	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の事業計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第2号 (その4) (用紙 日本産業規格A4横型) (設備整備事業を行う場合)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書) 添付資料

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の名称
- 3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1. 補助対象事業分				円	円		
小計	-	-	-	-		-	
2. 補助対象外事業分				円	円		
小計	-	-	-	-		-	
合計	-	-	-	-		-	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の事業計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格 A4 横型)

経費所要額調べ (変更経費所要額調べ、収支精算書)

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出(予定)額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県費補助所要額 (G)	県費補助 交付決定額 (H)
計画策定								
施設整備								
設備整備								
合計								

(注)

- 1 E欄は、別表に定める基準額を記載すること。
- 2 F欄は、D欄の額とE欄の額の合計額を比較して、いずれか少ない額を記載すること。
- 3 G欄は、C欄の額とF欄の額の合計額を比較して、いずれか少ない額に別表に定める補助率を乗じた額を記載すること。  
なお、算定に当たっては1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

交代

様式第3号 (用紙 日本産業規格 A4 横型)

経費所要額調べ (変更経費所要額調べ、収支精算書)

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出(予定)額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県費補助所要額 (G)	県費補助 交付決定額 (H)
計画策定 <u>経営分析</u>								
<u>情報連携</u>								
施設整備								
設備整備								
計								

(注)

- 1 E欄は、別表に定める基準額を記載すること。
- 2 F欄は、D欄の額とE欄の額の合計額を比較して、いずれか少ない額を記載すること。
- 3 G欄は、C欄の額とF欄の額の合計額を比較して、いずれか少ない額に別表に定める補助率を乗じた額を記載すること。  
なお、算定に当たっては1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。